

仮差押えの立担保に係る措置及び中長期的な課題

第 1 仮差押えの立担保に係る措置

1 求償権を制限する（公的な負担とする）考え方について

第 5 回検討会においては、立担保実施機関が損失を被ったときの求償に関して、複数の委員から求償を制限すること（公的な負担とすること）も含めて検討すべきではないか、との意見があった。そこで、以下、この点について検討を加える。

消費者被害の救済を図ろうとして特定適格消費者団体が仮差押えの申立てをし、その申立てに関して必要な疎明がされて仮差押命令が発令されているにもかかわらず、結果として不当な仮差押命令だった場合に、事業者が損害が生じたときは、それを賠償する責任を厳格に負わなければならないとするのでは、特定適格消費者団体が仮差押えの申立てをすることに躊躇を覚える可能性が高い。仮差押命令は、逃亡したり財産隠匿を図る傾向のある詐欺的な悪質事業者から被害回復をするために必要かつ有効な手段であり、申立てに躊躇を覚える可能性が高いままでは、特定適格消費者団体に仮差押えの申立権限を付与した意義を損なうおそれがある。本制度は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自ら財産的被害の回復を図ることは困難を伴う場合があることに鑑み、創設されたものである。そして、本制度の担い手である特定適格消費者団体は、被害回復の制度を適正に運用することができる者として内閣総理大臣に認定された消費者団体である。このような被害回復の制度の趣旨及び特定適格消費者団体の性質からすると、特定適格消費者団体が消費者被害の救済を図るために申し立てた仮差押命令により、結果として事業者が発生した損害を賠償する責任を負う場合は、それを公的な負担とする特別の事情があるときは、その公益性から政策的に公的な負担とすることも考えられる。

もっとも、公的な負担とすることができるかどうかは、立担保実施機関において財源の確保が可能か否かに密接にかかわることであり、今後は、特定適格消費者団体が事業者に対して損害賠償責任を負う場合に公的な負担とすることの政策的な妥当性と財源確保の可能性を見据えつつ、検討することとしてはどうか。

2 求償権を制限する（公的な負担とする）場合について

具体的に、どのような場合が公的な負担とする特別の事情があると考えられるのか。

ア 共通義務確認訴訟において事業者の共通義務が認められた場合

共通義務確認訴訟において、特定適格消費者団体が勝訴判決を得た場合や、特定適格消費者団体と事業者との間で共通義務を認める和解が成立した場合など、事業者の共通義務が認められたときに、二段階目の手続が開始されることになる。もともと、二段階目の手続において取得される債務名義に係る債権の合計額が仮差押えにより保全された債権額を下回る可能性がある。この場合に、特定適格消費者団体は、損害賠償責任を負う可能性がある。

しかし、事業者の共通義務が認められたときは、特定適格消費者団体の主張が正当であったときである。そして、本制度は我が国に類例のない制度であり、二段階目の手続においてどの程度の授權が得られて、どの程度の債務名義が成立するかは必ずしも明確ではないところがある。主張の正当性が認められたにもかかわらず、債務名義が成立した額という、やむを得ず明確ではない事情により特定適格消費者団体が損害賠償責任を負う可能性があるのでは、特定適格消費者団体が仮差押えの手続を実施することに躊躇を覚えることになり、特定適格消費者団体に仮差押えの申立権限を付与した意義を損なうと考えられる。

そこで、共通義務確認訴訟において、特定適格消費者団体が勝訴する、特定適格消費者団体と事業者との間で共通義務を認める和解が成立するなど、事業者の共通義務が認められた場合には、政策的に、求償権を制限することが考えられるのではないか。

イ 事業者が共通義務を自認しているとみられる場合

共通義務確認訴訟において共通義務が認められた場合のほか、事業者が共通義務を自認しているとみられる場合がある。例えば、訴訟外で特定適格消費者団体と事業者とが共通義務があることを前提としてリコールや弁済を実施することを和解して訴訟上では共通義務確認の訴えを取り下げる場合や、事業者が共通義務があることを前提に特定適格消費者団体と和解をすることなく自主的にリコールや弁済を実施する場合である。

これらのような事業者が共通義務を自認しているとみられる場合も、特定適格消費者団体の主張に正当性があつたと考えられる場合である。そして、特定適格消費者団体の仮差押えを契機として消費者の被害の回復が図られることになったとみることも可能である。特定適格消費者団体はこのような場合にも損害賠償責任を負う可能性があるのでは、特定適格消費者団体が仮差押えの手続を実施することに躊躇を覚えることになり、特定適格消費者団体に仮差押えの申立権限を付与した意義を損なうと考えられる。

そこで、アに記載した共通義務確認訴訟において事業者に共通義務があることが認められた場合のほか、事業者が共通義務を自認しているとみられる

場合も、政策的に、求償権を制限することが考えられるのではないか。

ウ そのほか

そのほか、政策的に公的な負担とすべきであり、求償権を制限すべきと考えられる場合はあるか。

第2 中長期的な課題

1 財政面の支援

現在実施している地方消費者行政推進交付金の先駆的プログラムの政策テーマの1つとして「消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援」があり、近時、いくつかの適格消費者団体がこの先駆的プログラムを活用することにより認定を受けるに至っている。したがって、先駆的プログラムの政策テーマに「消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援」をあげたことは、効果を発生させていると考えられる。

そして、「消費者団体訴訟制度の運用に向けた活動の支援」は、適格消費者団体の設立に向けた消費者団体の活動の支援だけでなく特定適格消費者団体の認定に向けた適格消費者団体の活動の支援にも活用できるものである。今後、適格認定を目指す消費者団体や特定認定を目指す適格消費者団体は、地方公共団体と連携して、先駆的プログラムが存続する限り、これを活用することが望まれる。

そこで、今後は、先駆的プログラムを一層活用するよう地方公共団体の取組を促す観点から、本制度及び先駆的プログラムの取組事例のより一層の周知公表をすることが考えられるのではないか。

2 情報面の支援

適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求関係業務及び被害回復関係業務を行うに際して端緒となるものは、消費者被害に関する情報である。また、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、事業者と対等に交渉・訴訟をし、消費者の利益の擁護を図るためにも、情報が必要になる。したがって、適格消費者団体及び特定適格消費者団体は自ら積極的に情報を収集することが想定されている。

もともと、適格消費者団体及び特定適格消費者団体は、消費者契約法第40条及び消費者裁判手続特例法第91条に基づき国民生活センター又は地方公共団体から消費生活相談に関する情報の提供を受けられるほかは、特別な権限に基づいて情報を収集できるわけではないので、情報収集には限界がある。消費者団体訴訟制度は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力に格差があることに鑑みて設けられている制度であり、適格消費者団体は消費者被

害の発生又は拡大防止のための差止請求の制度を適正に遂行できるとして特定適格消費者団体は消費者の財産的被害の集団的な回復という被害回復の制度を適正に遂行できるとして、それぞれ内閣総理大臣に認定された消費者団体である。このような制度の趣旨や団体の性質からすると、第3回検討会において議論された事項（国民生活センター・地方公共団体からの情報提供及びP I O－N E T端末の配備）以外でも、適格消費者団体及び特定適格消費者団体が、より効果的に情報を収集することが可能になるような方策を考える必要がある。

特に、詐欺的な悪質事業者になればなるほど、実態を明らかにせず、逃亡しやすく、財産を隠匿する傾向がある。消費者団体訴訟制度がこれらの詐欺的な悪質事業者対策として実効的に機能するようにするためには、詐欺的な悪質事業者に関する情報を、幅広く迅速に収集することができるようにする必要がありと考えられる。

今後は、以上を踏まえて、引き続き、消費者庁において、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する情報面の支援の在り方について検討を進めることとしてはどうか。

3 その他の課題

適格消費者団体及び特定適格消費者団体の認定の有効期間は原則として3年間であり（消費者契約法第17条第1項、消費者裁判手続特例法第69条第1項）、適格消費者団体は、認定の有効期間の更新の都度、多数の書類を用意しなければならない、その事務負担は大きい。この事務負担に要する時間とマンパワーを、差止請求関係業務又は被害回復関係業務に費やすことができるようになれば、これらの業務はより実効的に機能することになる。

差止請求の制度は、平成19年の運用開始から安定的に運用されており、適格消費者団体は、順調に、適格認定の有効期間の更新をしている。このことからすると、さしあたりは第4回検討会において議論されたように活動実績に関する書類の簡素化で対応するとしても、他の許認可の有効期間やそれらにおける監督の在り方を参考にしつつ、認定の有効期間を伸張することについて検討することとしてはどうか。

以上